

平成29年第1回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成29年1月17日(火) 午後2時
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席委員
- | | | |
|-----------|------------|------------|
| 議長 山本 正二 | 1番 永富 典雄 | 2番 野村 久幸 |
| 3番 藤井 英雄 | 4番 野尻 涉 | 5番 吉村 信男 |
| 6番 安部 好恵 | 7番 馬屋原 眞一 | 8番 安富 法明 |
| 9番 三好 堯 | 10番 俵 薫 | 11番 平嶋 康秀 |
| 12番 三好 睦子 | 13番 大野 龍男 | 14番 田口 幸雄 |
| 15番 松原 正晴 | 16番 石田 健治郎 | 17番 中島 紘一 |
| 18番 井上 道雄 | 19番 田中 剛二 | 20番 阿座上 五六 |
| | 22番 | 23番 井町 哲 |
| 24番 鮎川 幸彦 | 25番 篠田 巧 | 26番 岸 英法 |
| 27番 三戸 勲 | 28番 山中 佳子 | 29番 中野 修 |
| 30番 藤岡 和文 | 31番 野村 孝 | 32番 吉村 徹 |
| 33番 井上 兼夫 | 34番 伊藤 新司 | 35番 伊藤 太一 |
| 36番 桑原 正彦 | 37番 山本 正二 | |
- 4 欠席委員 21番 原田 一馬
- 5 事務局 事務局長 末藤 勝巳 主幹 中村 正寿 係長 篠田 淳也
美東総合支所分室長 長尾 加代子 秋芳総合支所分室長 三原 義男

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>今年になって初めてお会いする委員さんもいらっしゃいますので改めて、あけましておめでとうございます。それでは只今より平成 29 年第 1 回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 36 名中、35 名で定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。尚、欠席委員は 21 番 原田委員。三好委員と大野委員につきましては欠席の連絡がありませんので遅れてこられるかもわかりません。ご報告いたします。それでは美祢市農業委員会議規則第 16 条第 2 項の規定による議事録署名委員を議長の方より指名したいと思います。よろしゅうございますか。(はいの声) ありがとうございます。それでは議事録署名委員を指名いたします。7 番 馬屋原委員、15 番 松原委員。よろしく願いいたします。年が明け、申年から酉年に変わりまして少しは落ち着くのかなと思いつつ、少しずつ庶民の生活がいい方向に向いていってくれるといいなというふう</p> <p>に期待をしておるところでございます。挨拶はこのぐらいにしまして議事のほうに入りたいと思います。</p> <p>議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。番号 1 と 2 を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2 件朗読。</p> <p>1 件目。耕作管理が困難な譲渡人が孫である譲受人に対し贈与するものでございます。続いて農地法第 3 条第 2 項各号の農地権利移動の制限に関する事項について説明いたします。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが申請地 2 筆の新規の農地の取得で現状を引き継いで梨を栽培される計画で効率的に耕作管理することが見込まれます。第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については該当しておりません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが譲受人と家族の農作業を行う日数から農業に常時従事することが判断できます。第 5 号の下限面積要件は当市の 1,000 m²以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件については所有権移転で自ら耕作されるもので転貸禁止要件に該当しません。最後に第 7 号の地域調和要件ですが周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えます。そのため農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2 件目。父である譲渡人からの生前贈与を譲受人が受けられるものでございます。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが農機具の保有状況から見て農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第 2 号、第 3 号については、いずれも該当しておりません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが譲受人と家族の農作業を行う日数は申請書の内容で満たしております。第 5 号の下限</p>

	面積要件については当市の基準を満たしております。第6号の転貸禁止要件については所有権移転で自ら耕作される計画で転貸禁止要件には該当しません。最後に第7号の地域調和要件ですが米作を中心に作付けされる予定で周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	ありがとうございます。2件とも新規就農でございますので現地調査は行っておりません。地元委員より何か説明がありましたらお願ひいたします。
35番	35番、伊藤です。1番ですが新規就農で梨を一生懸命やっておられるということです。2番ですが問題はないかと思ひます。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願ひいたします。よろしゅうございますか。(はいの声)それでは、採決に移りたいと思ひます。議案第1号について原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願ひいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定いたします。
事務局	続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願ひいたします。 1件朗読。 申請地は●●●●●から東に1.5kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は●●に住む会社員です。山際にあり耕作管理が困難な申請地に、くぬぎ270本を植樹する計画でございます。この案件については農地法第4条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願ひいたします。

1 1 番	1 1 番、平嶋です。1月11日に事務局5名と農林課から1名、山本会長、田口委員、私で現地調査を実施いたしました。現地は、かなり雑草が生えており管理が容易ではないということで、くぬぎを植えるということです。周囲も、ほとんど山の中で別段、問題ないと思われます。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。
3 1 番	特にありません。
議長	私の方から簡単に場所について補足しておきます。●●という地域に行く市道でございます。しかも旧道でございます。よって、ほとんど車の通行がないような所です。市道の反対側の一部には●●さんの水田がありますが柚子等が植えてあります。その反対側にセイタカアワダチソウが繁茂している農地でございます。事務局、平嶋委員の説明の通り何ら問題ないと私も思っております。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは、採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定し諮問会議に附します。 続きます。議事順位第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。番号1から7を一括して事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	7件朗読。 1件目。申請地は●●●●●から北東に50mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請者は●●●●●に居住する会社員です。申請地を賃借し売電事業を行うため最大発電出力49.5キロワットの太陽光発電施設1区画を設置するものです。この農地と隣接する宅地等を含めた全体の利用面積は983.3㎡です。この案件については農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。 2件目。所在地、及び転用者につきましては1件目と同様でございます。農地区分につきましても都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。こちらは申請地を無償で借り受け1件目の太陽光発電施設工事の際のための進入路、パネル設置後の管理

	<p>用通路として確保されるものでございます。この案件については農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。申請地は●●●●●から南に100mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請者は市内に居住する会社員です。妻の実家の横にある申請地を無償で借り受け自己用住宅1棟と進入路を建設されるものです。この案件につきましても農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>4件目。申請地は●●●●●から西に2.3kmに位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請者は●●●●●に居住する会社員です。実家の横にある申請地を無償で借り受け自己用住宅1棟を建設されるものでございます。この案件については農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>5件目から7件目。関連事業であるため一括して説明させていただきます。申請地は●●●●●から北西に2.1kmから2.2kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請者は●●●●●に本店を置き電気工事業を営む法人です。5番と6番の案件につきましては田を利用いたしまして電力会社から受注した鉄塔新設工事の際、高所へ資材等を運搬するために設置するリフト状の索道機器の設置と荷吊場を確保する計画でございます。7番につきましては、この工事の工事用車両通行のための仮設道路設置となります。いずれの申請地につきましても8ヶ月間の一時転用となっております。現在は農用地区域内の農地でございますが一時的な転用であり、かつ当該利用目的を達成するうえで、この農地を利用することが必要であると認められるため農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものでございます。尚この案件につきましては一時転用ですので事業終了後に原状回復を義務付けるものでございます。また業者の方からも現状回復の誓約書が提出されております。この案件につきましては農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
11番	<p>11番、平嶋です。1番、2番ですが●●の●●●で住宅が建て込んだ所になります。現地は畑みたいな感じで管理をされております。周囲に悪影響を及ぼすことはないと思います。3番ですが●●の●●という所になります。現地は畑地ということで管理をされております。ここも問題ないと思います。4番ですが●●●の●●という所になります。●●方面に行きますと●●●●●があります。そのあたりから左折して1kmぐらい行った所に申請地があります。自己用住宅ということですが問題ないと思います。5番、6番、7番ですが事務局から説明がありましたように同一事業になります。索道機器の設置と作業用道路ということで申請されております。現地は●●の●●という所になります。業者さんから話を聞くと●●●●の土地にメガソーラーが出来ています</p>

	が、その関係の工事みたいです。ここも農地に及ぼす影響はありません。よろしく、ご審議お願いします。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。
20番	20番、阿座上です。1番、2番同じですが現地調査の際に会長から指導がありまして手続きの変更をされたようです。内容説明のほうは平嶋委員が言われた通りです。よろしくをお願いします。
9番	9番、三好です。3番ですが報告の通り問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
15番	15番、松原です。4番ですが営農組合に迷惑をかけない、浄化槽の排水などきちんとなっておりますので問題ないと思います。よろしくをお願いします。
16番	16番、石田です。5番、6番、7番同一事業になります。耕作はされていない状態ですが保全管理はされておりました。水路についても問題ないと思います。以上です。
議長	ありがとうございます。一つほど私の方から補足をしておきます。資料5の●●●●番●です。水路、道があります。これにぶつかった所にフェンスがしてあります。入り口にフェンスといいますかアコーディオンの戸があります。戸がなければセメントもしてありますし昔から使われていた通路ではないかなと思われる状態で残っておりますけれど無断転用ですし、入り口に柵がしてある関係で公衆用道路としては認められないということで追加の申請書を出していただいたという指導をした案件でございます。委員の皆さんより何かご質問等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは、採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定し諮問会議に附します。 続きまして議事順位第4 議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について議題といたします。番号1と2を一括して事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。

事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。畑地造成の期間延長の申請でございます。昨年の2月の総会で受理された案件でございますが平成29年2月9日までに完了する予定の計画でございましたが業者による残土の搬入量が少量であったため埋め立てが進まず一年間の延長を申請されたものでございます。</p> <p>2件目。植林の転用の期間延長の申請でございます。平成29年の4月28日までに完了する予定でございましたが、親の介護により、当初の計画通り作業が進められなかったため二年間の期間延長を申請されたものでございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
25番	<p>25番、篠田です。1番ですが思うように土が出なかったということで申請をされるものです。よろしくお願いします。</p>
28番	<p>28番、山中です。2番ですが介護をされておりましたが、お父様が12月に亡くなられております。その後は分かりませんが申請をされておりますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は原案の通り決定いたします。 続きまして議事順位第5 議案第5号 農振法に基づく農用地区域の除外申請について議題といたします。番号1から3を一括して事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>3件朗読。</p> <p>1件目。申請地は●●●●●●から南東に4kmの位置にある農用地区域内農地でございます。建設業者が土砂を主とした資材置場を設置するための除外申請でございます。</p>

議長	<p>2件目。申請地は●●●●●●から南西に1.6kmの位置にある農用区域内農地です。植林をするための除外申請でございます。</p> <p>3件目。申請地は●●●●●●から南東に400mに位置にある農用区域内農地です。市内の別の所に住んでいらっしゃる方が自己用住宅を建設されるための除外申請でございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
11番	<p>11番、平嶋です。1番ですが●●の信号から●●方面に行きますと●●という集落があります。その途中になります。現地は谷底のような所で周りには大きな岩も多いし、このまま農地として機能させるのが難しいところでもあります。埋め立てて申請のような形にするのが一番いいかと思われま。中山間も水と農地も入ってないということです。2番ですが周囲は山で囲まれておりますし日照時間もどのくらいあるかなという地域であります。植林されても問題ないと思われま。3番ですが申請地は●●●から南側に200mから300m行った所になります。周囲は広いですし前も道路ですから排水とかの問題はないと思いま。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
9番	<p>9番、三好です。1番ですが説明があつた通りです。宜しくお願いします。</p>
25番	<p>25番、篠田です。2番ですが先程、平嶋委員が言われた通りでございます。ここは管理が大変よくされておりますが、ほ場整備もされていない所で、また猪等も出て耕作には不向きなような所でございます。以上です。</p>
12番	<p>12番、三好です。3番ですが現地調査当日は会議がありましたので後日、美東総合支所の分室長から現地で説明を受けました。申請の方は学校、病院、商業施設が近くにあつて居宅地として気に入っておられるようです。先程、平嶋委員さんから説明がありましたが前が大きな市道になっております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんから何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声)</p> <p>それでは採決に移りたいと思いま。議案第5号につきまして原案の通り当番委員の報告による協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>

委員	はい。
議長	特に発言もございませんようですので以上をもちまして報告第1号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第7 報告第2号 農地方第18条第6項の規定による通知について議題といたします。番号1から4を一括して事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	4件朗読。 1件目。借受人の都合で解約されたものでございます。届出のほうには今後、耕作者の当てがないということが記載されております。 2件目。3件目。先程ご審議いただきました3条の権利移動のための解約でございます。 4件目。親子間の使用貸借権で農業者年金の経営移譲年金を受けるために後継者に移譲されておったものでございますが借受人の息子さんが体調不良のため、この度こちらの弟さんが新しく借り手になられるということで解約が出されたものでございます。1件目につきまして耕作者の当てがないということで、ご報告させていただきます。以上でございます。
議長	ありがとうございます。1番につきまして担当地区の委員さん、お願いします。
1番	現在、近隣の耕作者の方と交渉中です。
議長	次の耕作者の方を検討中ということでございます。よろしく申し上げます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	特に発言もございませんようですので以上ももちまして報告第2号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第8 報告第3号 農地転用現況証明について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。

事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>1 件目。申請地は1筆で昭和47年頃に耕作放棄後、植林された杉と桧が生育し現在、山林化しております。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
14番	<p>14番、田口です。1番ですが●●から左折して一番奥まで行きますと●●という集落に行きます。その集落から400mから500mぐらい過ぎた所にトンネルがあります。その手前になります。大きな杉、桧が立っております。問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
33番	<p>33番、井上です。先月ありましたアンテナ設置の際にひっかかると問題になりますので転用して木を切ろうかという思いがあるようです。場所的には問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。私の方から補足をおきます。これは現況証明でございます。先月出たのは電波法による法律に基づいた転用届でございました。実は転用は出来るのですが木を切ると農地になってしまいますので現況証明が通るまでは木は切らないということで待っておられます。総会が終わるまでは待って下さいということになっております。アンテナの方は今日までに引き渡しをしなければいけなかったみたいですが今から慌てて立てられるのではないかと思います。以上、報告しておきます。委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>特に発言もないようでございますので以上もちまして報告第3号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして議事順位第9 報告第4号 農振法に基づく農用地の軽微な変更について議題といたします。番号1と2を一括して事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2 件朗読。</p>

	<p>1 件目。申請地は●●●●●から北西に1.3kmの位置にある農用地区域内農地です。農業用倉庫を建設するため農地の用途区分の変更申請をされたものでございます。</p> <p>2 件目。申請地は●●●●●から北東に500mの位置にある農用地区域内農地でございます。農業用倉庫、作業場等を設置されるための農地の用途区分の変更申請でございます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
14番	<p>14番、田口です。1番ですが申請地は●●●●●の裏側になります。別に問題ないと思います。2番ですが申請地は●●●●●●●●●●を200m、300m過ぎまして右折して1kmぐらい入った所になります。これも問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
28番	<p>28番、山中です。1番ですが田口委員の説明の通りです。</p>
5番	<p>5番、吉村です。2番ですが7丁ぐらい耕作されておりまして農業用倉庫や作業場に困っておられて今回、申請が出されたものです。問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。私の方から補足をおきます。1番、2番ともに転用がなされております。問題はないことはありません。1番のほうにつきましては、宅地と隣接している中に建っております。2番の方につきましては、以前にも一度いろいろありました。もう1件、別の所で案件が出ておりましたが、今回は取り下げになっております。実は前回、3条で農地を取得された時に全部耕作をしていますよと言われたのですが、もう1件現況証明については、20年以上前から資材置場として使っていたということで、嘘の申告をされたということが判明しました。本来でありましたら厳しくやらなければいけません、2回目ということで、私の顔も三度までというのがありますし、農家の方がずっとやってこられたことですので、今回は目をつぶりましょう。だから現況証明についてはきちんとした申請を出して下さいと伝えましたら、もう1件あるということでした。現地を見ましたら既に造成がなされましてコンテナ等が並べてありました。のけて下さいと言ったら、お金がかかるからということでした。この件につきましては軽微な変更で出ておりますので農地から宅地とか雑種地に変わることはありません。農業関係のこと以外には使えないということですので、ですので近いうちに、もう一度ここを現地調査する必要があると思います。コンテナ等の中に、どのような物</p>

	<p>が収納されているか農業関係の資材なのか、それ以外の物があるのかというのをチェックして指導をしておく必要があるのではないかとこのように思っております。本人にも、そのような旨を伝えて帰ったつもりでございます。そのようなことがあったということをお報告しておきます。委員の皆さんより何かご意見ございませんか。</p>
35番	<p>1番はいいのですか。</p>
議長	<p>初めてですし、始末書が提出されています。よろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>意見もございませんようですので以上で報告第4号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして議事順位第10 報告第5号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>今回、報告書が4件でしております。●●●●●、●●、●●●●●、●●●●●でございます。別に問題ございませんが●●●●●●につきましては以前、補助金が入った金額で出されておりましたが今回から補助金を除いた金額で訂正をしていただきました。それから●●●●●ですが農水省の様式で出されております。全て確認をいたしましたところ法人の形態、内容、構成員、並びに執行役員の状況等を審査いたしまして適正でありましたことをご報告申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>特に発言もございませんようですので報告第5号を終わらせていただきます。それでは、その他の項にうつりたいと思います。農業相談日につきまして松原委員より報告をお願いいたします。</p>

15番	<p>1月10日の相談日には1名いらっしゃいました。田中委員、中島委員、私で対応させていただきました。相談者の方は●●●●の方でお姉さんと二人でこられました。相談内容ですが病気で農業が出来ないし後継者もないため農地を管理していただきたい、また手放したいということでした。現在、農地としては9反ありますが、そのうち耕作されておるのが3反、保全管理が6反。基盤整備しておるのが1反ぐらいあり地区内で中山間に加入しているということで地域内での話し合いをしなければいけないということで担当地区の委員さんと地区の方と話していただくように回答いたしました。ご本人も納得をされて帰られました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員さん何かありましたら、お願いします。</p>
9番	<p>9番、三好です。一つお願いするのは相談日の時に地区委員が必要と思えば出席を要請してもらいたいと思います。そうしないと事情というのが後日ということになり状況が把握できません。今言われた通りではありますが1反ほど農業振興地域に入っておりますので農林課に行って、まず農振に入っておるかどうかの確認をしております。農振に入っておりますので本人を連れて農林課に行きました。本来なら、その両隣にお願いをするのが筋ですが高齢で田んぼは増やさないというのが現状ですので、どなたか作っていただける人を探していただくよう農林課に行きました。耕作放棄地ではなく管理はされていますがトラクターは入らないし、ただ草刈をして維持をしておるようでございます。農道もありませんし非常に困った問題です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。中間管理機構なり、耕作者の方が見つければいいですが、色々な形をとって耕作者の方が見つければいいなと思います。農業相談日のことにつきまして委員の皆さんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。ないようでしたら委員の皆さんより発言等ございましたら、お願いいたします。なければ事務局より事務連絡をお願いいたします。</p>
事務局	<p>只今の農業相談日の地区担当の出席が可能であれば、今後そのように検討して参りたいというふうに思います。続いて今後の日程でございますが、次回の総会は、2月15日の水曜日。午後2時から、この場所で行います。農業相談日につきましては、2月14日の火曜日。美祢地区につきましては馬屋原委員さん。美東地区につきましては田口委員さん。秋芳地区につきましては永富委員さんでございます。現地調査につきましては2月8日の水曜日。9番の三好委員さん、12番の三好委員さんでございます。12番の三好委員さんにつきましては8時30分までに総合支所の方へおいでいただきますようお願いいたします。それと別紙でございますが新年互礼会の収支決算書を配布させていただいております。決算につきましては、ここに書かれております決算書のとおりとなっておりますのでご報告申し上げます。</p> <p>続きまして私の方から3点ほど事務連絡をいたします。1点目ですが平成29年の活動記録簿をお渡ししておりますので引き続き</p>

	<p>記入をよろしくお願いいたします。それから平成28年の活動記録簿の整理が終わりましたら事務局の方に提出していただきたいと思います。活動記録簿が紛失してなくなったという委員さんがいらっしゃいましたら事務局の方へ言って下さい。パソコンで入力されたい方がいらっしゃいましたらUSBメモリーとかフロッピーディスクなど事務局まで持って来ていただければコピーをして差し上げますのでお持ち下さい。2点目ですが利用権設定更新の活動をしてもらっております。来月の総会を提出期限としておりますのでよろしくお願いいたします。提出の際は貸借の種類、特に賃貸借であれば1反当たりの賃料、そして支払い方法、期日をもう一度確認をされ裏面には農業委員さんのお名前を忘れずに確認されて提出して下さい。3点目ですが今日、配布しております全国農業新聞やまぐち普及推進ニュースですが裏面を見ていただきますと山本会長が16部推進されております。引き続き皆さんも農業新聞の普及活動にご協力いただきたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは本日の総会を閉じたいと思います。</p>
事務局	<p>互礼。</p> <p>午後3時30分閉会。</p>

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

平成29年1月17日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

